

平成 29 年 3 月 2 日 公示

平成 29 年横芝光町教育委員会告示第 1 号

## 横芝光町ゆめ基金奨学金給付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、横芝光町ゆめ基金を原資とし、予算の範囲内において、学業優秀な学生への修学奨励及び経済的困窮が認められる生徒への就学援助を目的としたゆめ基金奨学金（以下「奨学金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第 2 条 奨学金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 横芝光町立中学校を卒業し、又は卒業する見込みの者であり、かつ、奨学金申請時の年齢が満 20 歳以下である者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（前期課程を除く。）及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）又は大学（短期大学を含む。以下「大学」という。）に入学が決定し、又は在学する者
- (3) 学業に優れ、かつ、修学期間を終了する見込みのある者
- (4) 横芝光町奨学資金貸付条例（平成 23 年横芝光町条例第 8 号）第 5 条に規定する奨学生でない者
- (5) 保護者が町の区域内に住所を有している者

- (6) 保護者及び保護者の属する世帯員に町税の滞納がないこと。ただし、横芝光町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（給付の期間）

第3条 奨学金の給付期間は、入学が決定し、又は在学する高等学校等又は大学の正規の修学期間とする。

（奨学金の額）

第4条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 月額10,000円以内
- (2) 大学 月額30,000円以内

（奨学生候補者）

第5条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「奨学生候補者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学への入学が決定した者で、高等学校等の最終学年における学業成績の平均値が、5段階評価により算定した数値で4.3以上であるもの（これに準ずるものとして教育委員会が特に認める場合を含む。）
- (2) 進学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により高等学校等への就学が困難である生徒で、在籍する中学校長が就学を特に推薦するもの

（申請）

第6条 奨学生候補者は、ゆめ基金奨学金給付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に対し、教育委員会が定める

期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生候補者及び家族状況調書（別記第2号様式）
  - (2) 高等学校等又は大学の合格通知書の写し
  - (3) 在籍する高等学校等の長が証明する学業成績表（前条第1号に該当する者）又はゆめ基金奨学生推薦書（別記第3号様式。前条第2号に該当する者）
  - (4) 住民票の写し（世帯全員の記載のあるもの）
  - (5) 世帯全員の前年の所得を確認できる書類
  - (6) 世帯全員の町税に滞納がないことを確認できる書類
- （奨学生の決定）

第7条 教育委員会は、奨学生候補者の中から奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）を決定する。

（決定通知）

第8条 教育委員会は、前条の規定により奨学金の給付の可否を決定したときは、速やかにゆめ基金奨学金給付可否決定通知書（別記第4号様式）により奨学生候補者に通知するものとする。

（保証人及び給付の請求手続）

第9条 前条の規定による通知を受けた奨学生は、速やかに独立の生計を営む成年者2人の保証人を立てなければならない。この場合において、保証人のうち1人は、当該奨学生の保護者（以下「保護者」という。）としなければならない。

2 奨学生は、前項の保証人を立てたときは、保証人2人の連署による誓約書（別記第5号様式）に保証人（保護者を除く。）の住民票の写しを添

付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 3 奨学生は、奨学金の給付を受けようとするときは、ゆめ基金奨学金給付口座届（別記第6号様式）及び入学又は在学を確認できる書類を教育委員会に提出しなければならない。

（給付の方法）

第10条 奨学金は、毎年度4月分から9月分までを5月に、10月分から翌年3月分までを10月に前条第3項に規定するゆめ基金奨学金給付口座届により指定した金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、特別の事由により教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

（異動の届出等）

第11条 奨学生は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに身上異動届（別記第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 復学、転学又は退学をしたとき。
- (2) 休学又は1箇月以上引き続いて欠席をしたとき。
- (3) 本人、保護者又は保証人の住所その他重要な事項に異動があったとき。

2 奨学生は、前項に規定するもののほか、毎学年末に在籍する高等学校等の長又は大学の長が証明する学業成績表を教育委員会に提出しなければならない。

（奨学金の停止等）

第12条 教育委員会は、奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から奨学金の給付を停止

し、又は奨学生の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 退学し、又は死亡したとき。
- (2) 次条の規定により奨学金の給付を辞退したとき。
- (3) 怠学等により奨学生として不適當であると判断したとき。

2 教育委員会は、奨学生が休学し、又は1箇月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の終了した日の属する月の分まで奨学金の給付を行わないものとする。

(辞退)

第13条 奨学生が、奨学金の給付を辞退するときは、速やかにゆめ基金奨学金給付辞退届（別記第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(返還)

第14条 教育委員会は、第12条の規定による奨学金の停止又は取消しに関し、既に奨学金が給付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。この場合において、奨学金の給付を受けていた者が返還できないときは、保護者又は保証人が代わって返還しなければならない。

(報告)

第15条 奨学生は、成業し、又は高等学校等若しくは大学を卒業したときは、その後の進路状況を書面で教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別 記  
第1号様式 (第6条)

ゆめ基金奨学金給付申請書

年 月 日

横芝光町教育委員会 様

奨学生候補者

氏名

⑩

電話番号

横芝光町ゆめ基金奨学金給付要綱第6条の規定により、ゆめ基金奨学金の給付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて、申請します。

記

奨学生候補者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日 及 び 性 別	年 月 日 男 ・ 女
卒業(見込み)中学校名	横芝光町立 中学校 ( 年3月卒業・卒業見込み )	
入学予定校名 (学部学科)		
正規の修学期間	年 月から 年 月まで 年間	
奨学金給付 希望理由		

第2号様式（第6条）

奨学生候補者及び家族状況調書							
奨学生候補者	ふりがな 氏名（性別）					写真貼付	
	住所						
	生年月日	年 月 日（満 歳）					
	在学学校名						
保護者	氏名					年齢	
	住所	横芝光町				続柄	
	勤務先及び職名			年収 ( 円 )			
生計を一にするその他家族	氏名	続柄	年齢	勤務先又は学校名		備考	
自己アピール	1 学生生活で意欲的に取り組んできたこと。						
	2 進学後及び卒業後の目標及び取り組みたいこと。						



第3号様式 (第6条)


ゆめ基金奨学生推薦書														
生徒氏名 (性別)						(男・女)	中学校名	横芝光町立 中学校						
生年月日	年 月 日													
進学予定校名														
学習記録	教科	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語			合計
	学年													
	第3学年	評定												
欠席記録	学年	欠席日数	欠席の主な理由											
	第1学年	日												
	第2学年	日												
	第3学年	日												
行動記録	第3学年 【凡例】 ◎優れている ○普通 △劣っている	基本的な生活習慣		健康体力の向上			向学心			責任感				
		積極性		協調性			自主性			統率力				
		公正性		公共心			自律心			忍耐力				
特別活動等	学級活動													
	生徒会活動													
	学校行事													
	部活動													
	その他													
教育に対する家庭の態度・熱意														
<p>上記生徒を横芝光町ゆめ基金奨学金給付要綱第5条第2号の規定により奨学生として推薦します。</p> <p>横芝光町教育委員会 様</p> <p>年 月 日 中学校長 <span style="float: right;">印</span></p>														

第4号様式（第8条）

ゆめ基金奨学金給付可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

横芝光町教育委員会 

年 月 日付けで申請のあった、ゆめ基金奨学金の給付については、横芝光町ゆめ基金奨学金給付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 給付する

(1) 給付期間 年 月から 年 月まで

(2) 給付決定額 月額 円

2 給付しない

理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、横芝光町教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横芝光町を被告として(訴訟において横芝光町を代表する者は、横芝光町教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第9条）

誓 約 書

横芝光町ゆめ基金奨学金給付要綱に基づく奨学生として決定され、ゆめ基金奨学金の給付を受けることとなりましたので、奨学生としての本分を尽くすことを誓約いたします。

なお、奨学金の返還義務が生じたときは、私ども連帯して誠実に義務を履行いたします。万一滞納した場合は、いかなる処置を講ぜられても決して異議はありません。

横芝光町教育委員会 様

年 月 日

奨学生 住所  
氏名 ⑩

保護者 住所 横芝光町  
(保証人) 氏名 ⑩

保証人 住所  
氏名 ⑩

第6号様式（第9条、第10条）

ゆめ基金奨学金給付口座届

私に支払われるゆめ基金奨学金については、次の口座へ口座振替してください。  
。

金融機関名 支店名	預金種目	口座番号	(ふりがな) 口座名義人

(注) 口座は、本人名義のものに限る。

年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日

横芝光町会計管理者 様

第7号様式 (第11条)

身 上 異 動 届

年 月 日

横芝光町教育委員会 様

奨学生 住所  
氏名 ⑩

保護者 住所 横芝光町  
(保証人) 氏名 ⑩

保証人 住所  
氏名 ⑩

下記のとおり異動が生じたので、横芝光町ゆめ基金奨学金給付要綱第11条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 異動の内容
- 2 異動年月日 年 月 日
- 3 復学、転学、退学、休学又は停学の場合は、学校長の所見

学校名  
校長名 ⑩

(注) 休学、退学等、奨学金の停止又は取消しに係る異動については、必ず保護者及び保証人の署名及び押印をすること。

第8号様式 (第13条)

ゆめ基金奨学金給付辞退届

年 月 日

横芝光町教育委員会 様

奨学生 住所  
氏名 ⑩

保護者 住所 横芝光町  
(保証人) 氏名 ⑩

保証人 住所  
氏名 ⑩

私は、 により、 年 月分以降の奨学金の受給を辞退します。